

広島県告示第七百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次のとおり保安林を指定する。

平成二十二年九月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所

豊田郡大崎上島町中野字春慶山四九五の一（次の図に示す部分に限る。）、字鼻面一四

九一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字春慶山四九五の一（次の図に示す部分に限る。）、字鼻面一四九一の一
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び大崎上島町役場に備え置いて縦覧に供する。( )